

議案第52号

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年6月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

## 加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年加西市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においてこの条例による改正前の加西市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

(審議資料)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定が行われるため、所要の改正を行うもの。

**【概 要】**

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を315,000円から330,000円に引き上げる。